

令和5年度粗飼料価格高騰対策支援金（事業概要） 第3四半期、第4四半期分（令和5年12月20日時点）

1 事業の概要

（1）事業内容

粗飼料価格の高騰が続いている中、畜産農家の飼料費の負担を軽減することを目的として、愛知県内に農場を有している畜産農家に対し、支援金（支援金単価×対象数量）を交付する。

（2）補助対象者

次の各号のすべてに該当する者

ア 愛知県内に所在する農場で、業として牛を飼養する畜産農家。

イ 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人に該当しないこと。

（3）補助額（乾牧草、稲わらごとに算出）

{（当該四半期）輸入粗飼料価格の平均－（令和3年度）輸入粗飼料価格の平均} ×1/2 以内

※ただし、第4四半期における1ト当たりの粗飼料輸入価格の平均は、第3四半期と同一。

※予算の範囲内で交付する。

（4）補助対象期間

（第3四半期）令和5年10月1日～令和5年12月31日（納品分）

（第4四半期）令和6年1月1日～令和6年3月10日（納品分）

（5）補助対象数量

算定対象となる粗飼料は県内の自農場の牛（県外からの預託牛は除く。）に給与するために対象期間に購入したものに限る。

（6）対象品目

ア 輸入乾牧草（ストロー類を含む。）

スーダングラス、アルファルファ（ルーサン）、オーツ（エンバク）、クレイングラス、チモシー、バミューダグラス、ハイキューブ、ウィート（小麦）、イタリアンライグラス、フェスキュー

イ 輸入稲わら

（7）支払い予定時期

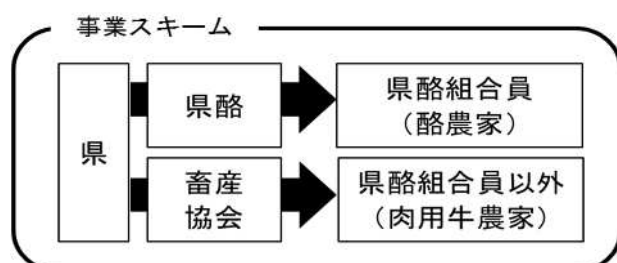
令和5年第3四半期分（令和5年10月から12月分）：令和6年3月中旬頃

令和5年第4四半期分（令和6年1月から3月分）：令和6年3月下旬頃

（8）事業主体

愛知県酪農農業協同組合

公益社団法人愛知県畜産協会



2 必要な書類

(1) 事業主体

- ア 「畜産振興対策事業補助金交付要綱」に規定事業する実施計画書、補助金交付申請書
- イ その他県が必要と認める書類

(2) 畜産農家

- ア 別に定める申請書、申請飼料一覧表、請求書等（請求書、納品書、領収書等）
- イ その他県が必要と認める書類

3 問い合わせ先＜事業実施主体＞

愛知県酪農農業協同組合 0 5 6 4 - 5 3 - 2 4 5 0

公益社団法人愛知県畜産協会 0 5 2 - 9 5 1 - 7 4 7 7